

法人税

課税所得増加割合に応じた法人所得税率の引下げ

直前賦課年度と比較し、課税所得が増加する割合に応じて、当該増加部分に対する法人所得税率（現行24%）の引下げが提案されている。

直前賦課年度と比較した場合の課税所得の増加部分に対する法人所得税率の引下げ幅は以下の通りである。

| 直前賦課年度に対する課税所得増加率 (%) | 法人所得税率の引下げ幅 | 適用後法人所得税率 (%) |
|-----------------------|-------------|---------------|
| 5.00未満 | 0 | 24 |
| 5.00 – 9.99 | 1 | 23 |
| 10.00 – 14.99 | 2 | 22 |
| 15.00 – 19.99 | 3 | 21 |
| 20.00以上 | 4 | 20 |

当該提案は賦課年度 2017 及び賦課年度 2018 を対象としている。

芸術、文化、遺産に関する活動に対する税額控除拡大

マレーシアの芸術、文化、遺産に対する活動を促進するため、そのような活動のスポンサーとなる法人が税額控除可能な限度額が各賦課年度においてRM 500,000からRM 700,000に拡大し、また、国外の活動に対してはRM 300,000を限度とすることが提案されている。

当該提案は賦課年度2017から適用される。

小規模会社(SMEs)に対する法人所得税率の引下げ

現行、小規模会社（SMEs: Small and Medium Enterprise）の課税所得のうち、RM 500,000 までの金額には19%が、RM 500,000 を超える金額には24%が法人所得税率として適用されている。

小規模会社とは、法人税法上、以下のように規定されている。

| | |
|--|--|
| | <ol style="list-style-type: none"> 1. 払込資本金が RM 2,500,000 以下かつ、払込資本金が RM 2,500,000 超の会社に支配されていない法人等 2. 出資額が RM 2,500,000以下の有限責任事業組合 (LLP) <p>現在の厳しい経済環境における小規模会社の競争力を促進するため、RM 500,000までの課税所得に対する法人所得税率を18%に下げる提案がなされている。</p> <p>当該提案は賦課年度2017 から適用される。</p> |
| 税制優遇 | |
| <p>インターンシッププログラム (SIP) に対する二重控除期間及び範囲の拡大</p> | <p>現行、マレーシア居住法人には、マレーシアの学生に対する Talent Corporation Malaysia Berhadから承認された特定のインターンシッププログラム(SIP)に要した適格費用の二重控除が認められている。</p> <p>より多くの法人がSIPに参加することを促進するため、以下の内容が提案されている。</p> <ol style="list-style-type: none"> i. 優遇措置が3年間延長される ii. SIPの範囲がフルタイムの職業訓練コース (マレーシア・スキル証明レベル3)に拡大される <p>現行、二重控除は以下の費用に関して認められている。</p> <ol style="list-style-type: none"> i. RM 500以上の月給 ii. 学生に対するトレーニング費用 iii. インターンシップ期間中の学生の食費、旅費、宿泊費用 iv. SIP実施のために第三者に支払った費用 <p>当該提案は賦課年度2017から賦課年度2019まで適用される。</p> |

| 個人所得税 | |
|--------------------|--|
| ライフスタイル所得控除 | <p>現行、コンピューター及びインターネットの利用を高める、健康的なライフスタイルを促進する、並びに読書習慣を定着させることを目的として、居住者には以下の所得控除が付与されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> i. RM1,000を上限とした書物（新聞および禁止書物を除く）の購入に対する所得控除 ii. RM300を上限とした Sports Development Act 1997で定義されたスポーツ活動のためのスポーツ用品購入に対する所得控除 iii. RM3,000を上限としたコンピューターの購入（3年に1回まで）に対する所得控除 <p>RM 500を上限としたブロードバンドインターネットの使用料に対する所得控除は賦課年度2010から2012まで付与されていた。</p> <p>上記の所得控除について納税者がフレキシブルな適用を可能にすることを目的として、既存の所得控除を纏め、賦課年度ごとにRM 2,500を上限としたライフスタイル所得控除とする提案がなされている。</p> <p>さらに、ライフスタイル所得控除の対象として以下の項目が追加される。</p> <ul style="list-style-type: none"> i. 紙媒体の日刊新聞の購入 ii. スマートフォンまたはタブレット端末の購入 iii. インターネット使用料 iv. ジム会員料 <p>当該提案は、賦課年度2017から適用される。</p> |
| 間接税 | |
| GST取扱いの見直し | <p>Free Commercial Zone ("FCZ") とFree Industrial Zone ("FIZ") のGSTにおける取扱いの差異等を解消するための見直しが提案されており、また、Warehousing SchemeにおけるGSTの取扱いについても見直しが提案されている。</p> <p>当該提案は2017年1月1日から適用される。</p> |

その他

印紙税率の引上げ

現行、不動産移転にかかる契約書について、以下の税率で印紙税が課税されている。

| 価格 | 税率 |
|------------------------|----|
| RM100,000以下 | 1% |
| RM100,000超 RM500,000以下 | 2% |
| RM500,000超 | 3% |

不動産移転にかかる印紙税率について、RM1,000,000 超の価格帯について税率を3%から4%に引上げる提案が2018年1月1日から適用される。

その他の Budget Highlights

税制優遇

- 新規の 4つ星、5つ星ホテルへの投資に対するパイオニアステータス及び Investment Tax Allowance 期間の 2018 年 12 月 31 日までの延長
- イスラム銀行業及びタカフル事業に係る法人税、印紙税免税期間の延長
- Halal Industry Players に対する税制優遇に係る対象ハラール製品の追加

個人所得税

- 幼稚園及び保育園に要する費用に対する所得控除
- 授乳器具の購入に対する所得控除

間接税

- 障害器具の購入に対する GST控除

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供できるよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2016 KPMG, a partnership established under Malaysian law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

The KPMG name and logo are registered trademarks or trademarks of KPMG International.